

【参考資料】

議案第30号 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

こども・健康部保育課

1 提案する理由

児童福祉法が改正され、福祉型児童発達支援センターと医療型児童発達支援センターが統合されることになった。これに対応する形で、医療型児童発達支援センターについて定めた同法第6条の2の2第3項が削除され、福祉型について規定する同条第2項に、医療型に関する記述が追加された。また、第3項の削除に伴い、以降の項番号も修正された。「朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例」は同法第6条2の2第3項と第5項を引用しているため、改正を行う。

2 主な改正内容

「朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例」別表備考9の(4)において、同法第6条2の2第2項、第3項、第5項を引用している。このうち、第3項の引用部分を削除し、第5項を第4項に修正する。

3 施行年月日

令和6年4月1日

担当

こども・健康部保育課保育係

電話048-463-2836